

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

| 改正前         |                  |  | 改正後         |                  |  |
|-------------|------------------|--|-------------|------------------|--|
| 別表第1（第3条関係） |                  |  | 別表第1（第3条関係） |                  |  |
|             | 名称               | 区域   |             | 名称               | 区域   |
| 1           | 日の出地区再開発地区整備計画区域 | 都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された日の出地区再開発地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 | 1           | 日の出地区再開発地区整備計画区域 | 都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された日の出地区再開発地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 |
| 2           | 船越地区北矢部地区整備計画区域  | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された船越地区北矢部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域                | 2           | 船越地区北矢部地区整備計画区域  | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された船越地区北矢部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域                |
| 3           | 草薙駅前地区整備計画区域     | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された草薙駅前地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域                   | 3           | 草薙駅前地区整備計画区域     | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された草薙駅前地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域                   |
| 4           | 南幹線地区整備計画区域      | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された南幹線地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域                    | 4           | 南幹線地区整備計画区域      | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された南幹線地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域                    |
| 5           | 飯田・庵原地区整備計画区域    | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された飯田・庵原地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域                  | 5           | 飯田・庵原地区整備計画区域    | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された飯田・庵原地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域                  |
| 6           | 由比駅周辺地区整備計画区域    | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された由比駅周辺地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域                  | 6           | 由比駅周辺地区整備計画区域    | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された由比駅周辺地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域                  |
| 7           | 蒲原中部地区整備計画区域     | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された蒲原中部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域                   | 7           | 蒲原中部地区整備計画区域     | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された蒲原中部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域                   |
| 8           | 蒲原西部地区整備計画区域     | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された蒲原西部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域                   | 8           | 蒲原西部地区整備計画区域     | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された蒲原西部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域                   |

|    |                |  |
|----|----------------|--|
| 9  | 大岩一丁目地区整備計画区域  | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された大岩一丁目地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域  |
| 10 | 清水三保羽衣地区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された清水三保羽衣地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 |
| 11 | 駿河台地区整備計画区域    | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された駿河台地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域    |
| 12 | 西千代田町地区整備計画区域  | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された西千代田町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域  |
| 13 | 松富上組地区整備計画区域   | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された松富上組地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域   |
| 14 | 柳町若松町地区整備計画区域  | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された柳町若松町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域  |

**別表第2** (第4条—第10条関係)

1 から 14 まで省略

|    |                |  |
|----|----------------|--|
| 9  | 大岩一丁目地区整備計画区域  | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された大岩一丁目地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域  |
| 10 | 清水三保羽衣地区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された清水三保羽衣地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 |
| 11 | 駿河台地区整備計画区域    | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された駿河台地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域    |
| 12 | 西千代田町地区整備計画区域  | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された西千代田町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域  |
| 13 | 松富上組地区整備計画区域   | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された松富上組地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域   |
| 14 | 柳町若松町地区整備計画区域  | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された柳町若松町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域  |
| 15 | 谷津地区整備計画区域     | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された谷津地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域     |

**別表第2** (第4条—第10条関係)

1 から 14 まで省略

15 谷津地区整備計画区域

|     |           |   |
|-----|-----------|---|
| A地区 | 建築物の用途の制限 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。<br>(1) 法別表第2 (イ) 項第3号に掲げるもの<br>(2) 事務所 |
|-----|-----------|---|

|             |               |  |
|-------------|---------------|--|
| B<br>地<br>区 | 建築物の用途<br>の制限 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。<br>(1) 法別表第2 (い) 項第3号に掲げるもの<br>(2) 法別表第2 (に) 項第3号から第5号までに掲げるもの<br>(3) 法別表第2 (ほ) 項第2号及び第3号に掲げるもの<br>(4) 事務所  |
| C<br>地<br>区 | 建築物の用途<br>の制限 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。<br>(1) 法別表第2 (い) 項第3号に掲げるもの<br>(2) 法別表第2 (に) 項第3号から第5号までに掲げるもの<br>(3) 法別表第2 (ほ) 項第2号及び第3号に掲げるもの<br>(4) 法別表第2 (へ) 項第3号及び第5号に掲げるもの<br>(5) 法別表第2 (ち) 項第2号及び第3号に掲げるもの<br>(6) 事務所<br>(7) 印刷所 |
| D<br>地<br>区 | 建築物の用途<br>の制限 | 次に掲げる建築物は、建築してはならない。<br>(1) 法別表第2 (い) 項第3号に掲げるもの<br>(2) 法別表第2 (に) 項第3号及び第5号に掲げるもの<br>(3) 法別表第2 (ほ) 項第2号及び第3号に掲げるもの<br>(4) 法別表第2 (へ) 項第5号に掲げるもの<br>(5) 事務所<br>(6) 印刷所   |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。